

様式第1号（第4条関係）

公共基準点使用承認申請書		年 月 日
益 田 市 長 様		
申請者 住 所 氏 名		
<p>益田市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日 間 )	
測 量 地 域	益田市	
使用する公共基準点 又は 測量する土地の地番	種類 : ..... 計 点 益田市	
測 量 方 法		
測量計画機関	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所 在 地	
測量作業機関	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	担 当 者 氏 名 及 び 連 絡 先	TEL
	所 在 地	
備 考		

<p>公共基準点使用承認書</p> <p style="text-align: right;">承認番号 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">益田市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>年 月 日付けで申請のあった公共基準点の使用について、次のとおり承認しましたので、益田市公共基準点管理保全要綱第4条第2項の規定により通知します。</p>		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
測量地域	益田市	
使用する公共基準点	種類 :  計 点	
測量方法		
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
承認条件		
<p>1 公共基準点使用条件を遵守すること。</p> <p>2</p> <p>3</p>		
担当連絡先	益田市 担当 TEL	

## 公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は、立ち入る施設の土地又は建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業担当者名、作業目的、連絡先等を連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、原則として日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、土地所有者等から特に指定された場合は従うこと。
- 3 作業者は、公共基準点の使用時には、常時、公共基準点使用承認書（包括承認に係る使用に当たっては、公共基準点使用包括承認書）を携行し、市職員又は土地所有者等から請求があったときは、これを提示すること。
- 4 公共基準点の使用に当たっては公共基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう注意すること。
- 5 公共基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用負担において現状に回復すること。
- 6 作業者は、公共基準点及びその周辺の現況又は測量地点付近に工事を行う予定がある場合においては、速やかに市長に連絡すること。
- 7 作業者は、公共基準点の使用を終了したときは、公共基準点使用報告書に、次の書類を添付し、市長に報告すること。
  - (1) 基準点現況調査報告書（様式第7号）
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写し等

様式第3号（第4条関係）

公共基準点使用包括承認申請書	
年 月 日	
益 田 市 長 様	
申請者 住 所 名 称 代表者	
益田市公共基準点管理保全要綱第4条第3項の規定により、益田市公共基準点の使用について、下記のとおり包括承認を申請します。	
記	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
測 量 地 域	
使用する公共基準点	
測 量 方 法	
測 量 作 業 担 当 者 氏 名	
備 考	

※ 会員名簿を添付すること。



公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は、立ち入る施設の土地又は建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業担当者名、作業目的、連絡先等を連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、原則として日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、土地所有者等から特に指定された場合は従うこと。
- 3 作業者は、公共基準点の使用時には、常時、公共基準点使用承認書（包括承認に係る使用に当たっては、公共基準点使用包括承認書）を携行し、市職員又は土地所有者等から請求があったときは、これを提示すること。
- 4 公共基準点の使用に当たっては公共基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう注意すること。
- 5 公共基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用負担において現状に回復すること。
- 6 作業者は、公共基準点及びその周辺の現況又は測量地点付近に工事を行う予定がある場合においては、速やかに市長に連絡すること。
- 7 作業者は、公共基準点の使用を完了したときは、公共基準点包括使用報告書に、基準点現況調査報告書（様式第7号）を添付し、市長に報告すること。

様式第5号（第6条関係）

公共基準点使用報告書		年 月 日
益 田 市 長 様		
報告者 住 所 氏 名		
公共基準点の使用が終了しましたので、益田市公共基準点管理保全要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。		
記		
使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
測 量 地 域	益田市	
使用した公共基準点	種類 : 計 点	
使用承認番号	承認番号 第 号	
測 量 作 業 機 関	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	担 当 者 氏 名 及 び 連 絡 先	TEL
	所 在 地	
使 用 結 果 ( 精 度 )	NO, ~ NO, 相対精度 1 : NO, ~ NO, 相対精度 1 : NO, ~ NO, 相対精度 1 : NO, ~ NO, 相対精度 1 :	
備 考		

添付書類

- (1) 基準点現況調査報告書（様式第7号）
- (2) 精度管理表（与点間の点検測量を行った場合で、その較差を記載した資料）
- (3) 成果表、網図の写し等（公共基準点等を与点として新たな公共基準点を設置した場合）

益 田 市 長 様

報告者 所 属  
氏 名

公共基準点包括使用報告書

公共基準点の使用（承認番号 第 号）が終了しましたので、益田市公共基準点管理保全要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 用 点 名	使 用 年 月 日	使 用 目 的	備 考
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	

（記入に関する注意事項）

使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。

- 1 地積測量図作成のため使用した点
- 2 点検のために使用した点
- 3 異常のため使用を断念した点

※ 地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在地番を記入すること

（添付書類）

- (1) 基準点現況調査報告書（様式第7号）
- (2) 精度管理表（与点間の点検測量を行った場合で、その較差を記載した資料）
- (3) 成果表、網図の写し等（公共基準点等を与点として新たな公共基準点を設置した場合）

基準点現況調査報告書

益田市長 様

作業機関名  
担当者氏名  
(TEL )

使用期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

所在地	公共基準点		標識種類	現況区分						備考
	種類	名称(番号)		正 常	亡 失	不 明	毀 損	成 果 異 常	そ の 他	

(記入に関する注意事項)

- 種類欄は「1級基準点」「2級基準点」「3級基準点」「街区三角点」「街区多角点」「山村境界基本三角点」「山村境界基本多角点」「地籍図根三角点」「地籍図根多角点」のいずれかを記入すること。
- 標識種類欄には「標石」「真鍮鋳」「測量鋳」「プラスチック杭」のいずれかを記入すること。
- 現況区分欄には次の現況区分表に従い該当欄に○をつけること。なお、「その他」欄に該当する場合は、具体的状況を「備考」欄に記載すること。

現況区分		現況	
正	常	点の記等により、標識は正常と判断される。	
異	亡	失	標識がない。
	不	明	標識が発見できず、亡失していることが確認できない。
	毀	損	標識が毀損している。
	成	果	異常

様式第8号（第7条関係）

公共基準点付近での工事施工届出書		年 月 日
益 田 市 長 様		
申請者 住 所 氏 名		
公共基準点付近での工事施工について、益田市公共基準点管理保全要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
記		
工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
工 事 概 要		
公共基準点番号又は 工事する土地の地番		種類 :
		計 点 益田市
工 事 施 工 者	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所 在 地	
工 事 請 負 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	担 当 者 氏 名 及 び 連 絡 先	TEL
	所 在 地	
添 付 図 面		1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 写真 5 その他

様式第9号（第7条関係）

公共基準点付近での工事完成報告書		年 月 日
益 田 市 長 様		
申請者 住 所 氏 名		
年 月 日付け届出に係る公共基準点付近での工事が完成しましたので、 益田市公共基準点管理保全要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり報告します。		
記		
工 事 件 名		
工 事 場 所	益田市	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
公 共 基 準 点 番 号	計 点	
公 共 基 準 点 の 状 況	(1) 測量標のき損状態：	
	(2) 構造物のき損状態：	
	(3) その他：	
工 事 請 負 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	担 当 者 氏 名 及 び 連 絡 先	TEL
	所 在 地	
添 付 図 面	1 竣工写真    2 引照点図    3 測量資料 4 その他	

様式第10号（第8条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書		年 月 日
益 田 市 長 様		
申請者 住 所 氏 名		
<p>公共基準点の（一時撤去・移転）について、益田市公共基準点管理保全要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
一時撤去・移転理由		
工 事 件 名		
工 事 場 所	益田市	
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点		
移 転 する 場 合 の 移 転 候 補 地		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
一時撤去・移転期間		
工 事 請 負 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	担 当 者 氏 名 及 び 連 絡 先	TEL
	所 在 地	
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 写真 4 その他	
備 考		

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

公共基準点 (一時撤去・移転) 承認書	
承認番号 第 号 年 月 日	
様	
益田市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
<p>年 月 日付けで申請のあった公共基準点の (一時撤去・移転) について、次のとおり承認しましたので、益田市公共基準点管理保全要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。</p>	
移 転 先	
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点	
完 了 期 限	年 月 日とする
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 測量標再設置位置について市長と協議すること。</li> <li>2 測量標設置は、益田市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とする。</li> <li>3 測量標設置工事完了後は速やかに公共基準点設置工事完成報告書 (様式第 1 5 号) を提出し、市長の検査を受けること。</li> <li>4 検査に合格したときには、速やかに市に公共基準点を引き渡すものとする。</li> <li>5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て市長と協議すること。</li> </ol>	
備 考	

様式第12号（第8条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）請求書	
年 月 日	
益 田 市 長 様	
請求者 住 所 氏 名	
公共基準点の（一時撤去・移転）について、益田市公共基準点管理保全要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり請求します。	
記	
一時撤去又は移転の理由	
請求場所	益田市
一時撤去・移転する公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

様式第13号（第9条関係）

公共基準点復旧承認申請書		年 月 日
益 田 市 長 様		
申請者 住 所 氏 名		
<p>公共基準点の機能回復（復旧）について、益田市公共基準点管理保全要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
復 旧 理 由		
復 旧 内 容		
復 旧 場 所	益田市	
復旧する公共基準点	種類 :	
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
復旧工事請負者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	担 当 者 氏 名 及 び 連 絡 先	TEL
	所 在 地	
添 付 図 面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備 考		

様式第14号（第9条関係）

公共基準点復旧承認書	
承認番号 第 年 月 日 号	
様	
益田市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
<p>年 月 日付けで申請のあった公共基準点の機能回復（復旧）について、次のとおり承認しましたので、益田市公共基準点管理保全要綱第8条第3項の規定により通知します。</p>	
復 旧 内 容	
復 旧 場 所	
復旧する公共基準点	
復 旧 完 了 期 限	年 月 日
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 測量標設置は、益田市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とする。</li> <li>2 測量標設置工事完了後は速やかに公共基準点設置工事完成報告書（様式第15号）を提出し、市長の検査を受けること。</li> <li>3 検査に合格したときには、速やかに市へ公共基準点を引き渡すものとする。</li> <li>4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て市長と協議すること。</li> </ol>	
備 考	

様式第15号（第10条関係）

公共基準点再設置工事完成報告書		年 月 日
益 田 市 長 様		
報告者 住 所 氏 名		
<p>年 月 日付け承認番号 第 号により承認を受けた公共基準点の設置工事について、当該工事が完成しましたので、益田市公共基準点管理保全要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
工 事 件 名		
工 事 場 所		
設 置 工 事 完 了 日		年 月 日
設 置 公 共 基 準 点 番 号		計 点
工 事 請 負 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	担 当 者 氏 名 及 び 連 絡 先	TEL
	所 在 地	
添 付 書 類		<p>1 写真（設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにするもの）</p> <p>2 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類（測量成果品、検定書、その他）</p>